

生活保護法の一部改正法（平成25年法律第104号）施行に伴う

# 新規指定申請について

## 生活保護指定施術機関

（柔道整復、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、助産師）

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）の施行に伴い、平成26年7月1日より、生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる施術機関については、助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、都道府県知事が指定することになりました。（改正法第55条）

生活保護法55条の規定により、指定施術機関としての都道府県知事の指定を受ける施術機関は、下記に基づき、指定申請の手続きをしてください。

都道府県知事の指定を受けていない施術者の方は、生活保護法に基づく医療扶助としての施術は行えません。

○提出書類（裏面記載の「申請に必要な書類」をご確認ください。）

- ①申請書
- ②免許証の写し（施術免許証）
- ③保健所への施術所開設届出済証の写し
- ④誓約書
- ⑤会員証明書
- ⑥契約書（2部必要）

※①～④の書類及び団体加入者は⑤の書類、未加入者は⑥の書類を提出ください。

○申請書等提出先

〒630-8501  
奈良市登大路町30 奈良県地域福祉課保護係

○提出先及び問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県地域福祉課保護係  
TEL：0742-22-1101（内線 2819・2822）  
FAX：0742-22-5709  
E-mail [engo@office.pref.nara.lg.jp](mailto:engo@office.pref.nara.lg.jp)

※奈良市に所在地を有する医療機関等は、奈良市長あてに申請してください。

## 生活保護指定施術機関の指定申請に必要な書類

### ☆協定団体に加入している施術者のみなさま

- 所属している団体（下記5記載の奈良県が協定を締結している団体）に、指定申請をする旨を連絡してください（会員証明書が必要。）。
- 所属団体と相談し、下記、1～5の書類（各1部）を提出してください。

### ☆協定団体に未加入の施術者のみなさま

- 下記、1～4（各1部）及び6（各2部）の書類を提出してください。

1. **申請書**・・・○「生活保護法指定 助産機関・施術機関 指定申請書」に必要事項を記入、押印して提出して下さい。
  - 施術機関等コードの欄には、現在生活保護指定施術機関として、登録されている施術機関コードを記入して下さい。
  - 申請者欄は、施術者の住所氏名を記入し、施術者毎に提出して下さい。
    - \*各施術機関において現在登録されている施術者一覧は、別途添付しています。（別紙1）  
（複数申請される場合は、申請書をコピーの上ご利用下さい。）
2. **免許証の写し**
3. **保健所への施術所開設届出済証の写し**
4. **誓約書**・・・「生活法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）に該当しない旨の誓約書」
5. **会員証明書**・・・以下の団体に所属している証明（協定団体）
  - ・(公社)奈良県柔道整復師会
  - ・(社)奈良県鍼灸師会
  - ・(社)奈良県鍼灸マッサージ師会
  - ・一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会
  - ・全国柔整鍼灸協同組合
  - ・日本鍼灸師協会
  - ・大阪府鍼灸マッサージ師会
6. **契約書**・・・○上記団体に未加入の場合は、知事との個別契約が必要になります。
  - 契約書2通を作成してください。
  - 日付は県が記載しますので空欄で提出してください。

※上記、1・4・6の書式は、奈良県地域福祉課のホームページ  
(<http://www.pref.nara.jp/>) でダウンロードできます。

※提出部数 各1部（6のみ2部必要です。）